

경국대전(經國大典)

소장자(처) 경북 의성 아주신씨
소장자(처)상세 신병철
사료구분 고서
사료분류 사부; 정서류
사료유형 법전

해제 성종때 완성된 조선조 법전(法典), 이면에 경자양전(庚子量田) 이전(以前)의 기록인 양안행심책(量案行審冊)이 수록됨

보통 양안은 자호(字號)에 이어 토지마다 지번(地番), 양전 방향, 토지등급, 지목(地目), 지형(地形), 척수(尺數), 결부수(結負數), 사표(四標), 인명 순으로 기재하는 양식을 갖추고 있다. 행심책은 이 양안을 원본으로 하면서도 이 가운데 필요한 부분만을 등사했다. 행심책의 내용은 토지마다 “양전 방향, 토지등급, 지목, 납세면적 결부수, 납세자 혹은 호명(戶名)”의 순으로 기재되었다.

또한 5결(結)을 1자(字)로 묶은 말미에 전답 각각의 결부수, 진기(陳起) 여부, 그 가운데 면세지를 제한 수세지 규모, 세곡량(稅穀量) 등이 적혔다. 여기에는 대체로 재해 상황과 그 해의 작황을 보고할 때의 연분(年分) 등급 등이 별지로 붙어있다. 연분 등급이 최하위로 고정화된 지역에서는 별지를 붙이지 않는 경우도 있다.

전정(田政)은 대개 6월에 각 면의 서원(書員)을 설정하고 토지문서를 풍헌(風憲)에게 내려주면 8월 초부터 재해지와 수세 실결(實結)을 조사하고 9월에 작황을 따져서 수세량을 계산하며 10월에 일정 면적, 주로 5결 단위로 작결(作結)하여 토지세를 부과하였다.

국가적인 수세가 이루어진 모든 시기에 작성되었을 것으로 생각되나, 현재는 조선시대의 자료만이 전한다. 전안(田案)·철권·도행장(導行帳)·전적(田籍) 등으로도 불렸다. 국가에서 전세(田稅)를 효율적이고 합리적으로 징수하기 위하여 전국의 토지를 측량하여 기록한 장부로서, 농민층의 토지소유 상황, 농가소득 정도, 계층분화의 정도 등을 파악할 수 있는 자료이다.

조선시대에는 법제적으로 20년마다 한 번씩 전국적인 규모로 양전(量田)을 실시하고, 이를 토대로 양안을 작성하여 호조 및 해당 도와 읍에 각각 1부씩을 보관하도록 하였다. 그러나 양전은 막대한 비용과 인력이 필요한 사업이어서, 실제로는 수십 년 내지 100여 년이 지난 뒤에야 실시되는 것이 보통이었다. 전국적인 규모로 실시된 적은 별로 없었으며, 각 지역의 필요에 따라 개별적으로 실시하여 양안을 작성하였다.

전답뿐만 아니라 노전(蘆田)·저전(苧田)·완전(莞田)·칠전(漆田)·죽전(竹田)·송전(松田)·과전(果田) 등은 물론, 가옥에 딸린 대지까지도 채전(菜田)으로 계산되어 기재하였는데, 군·현·면·동 단위의 양안 등 일반양안과 소유자를 중심으로 만들어진 궁방전양안, 영문(營門)·아문(衙門)·둔전(屯田) 양안, 개인양안 등이 있다.

이들 양안의 기재형식이나 기재내용은 소유경작관계의 기재 외에는 대체로 비슷하다. 양안에는 자호(字號)·지번(地番)·양전 방향·토지의 등급·지형·척수(尺數)·결부수(結負數)·사표(四標)·진기(陳起)·주(主) 등을 기재하였다. 자호는 5결을 1자로 한다는 원칙에 따라 양전의 단위를 『천자문』 순서로 나타낸 것이며, 지번은 각 자호 안에서의 필지(筆地)의 순서를 나타낸 것이다.

양전방향은 ‘남범(南犯)’·‘북범(北犯)’ 등으로 표시하였다. 토지의 등급은 6등급으로 나누었으며, 지형은 방답(方畓)·직답(直畓)·제답(梯畓)·규답(圭畓) 등으로 구분되었고, 척수는 지형의 실제거리를 양전척(量田尺)으로 측량하여 표시하였다. 결부수는 실제면적을 결부법에 따라 등급별로 계산한 전답의 넓이로서 조세부과의 기준이 되었다.

사표는 전답의 인접지역을 동서남북으로 나누어 표시한 것이다. 진기는 경작여부를 밝힌 것이고, 주는 소유자를 표시한 것이다. 경작되고 있는 토지의 소유자, 즉 기주(起主)의 기재는 양반일 경우에는 직함이나 품계를 적은 뒤 본인의 성명과 가노(家奴)의 이름을 아울러 표시하였고, 평민의 경우에는 직역과 성명, 천민일 경우에는 천역(賤役) 명칭과 이름만 기록하도록 되어 있었다.

그러나 실제로는 각양각색으로 표기되었다. 또한 군현 양안에는 소유주만을 기입하는 것이 관례로 되어 있었으나, 소유자와 경작인을 아울러 기재한 것도 있다. 그런데 조선 말기에 가면 소작권이 자주 변동됨에 따라 소유자와 소작권을 모두 기재하였다.

현재 남아 있는 일반 양안 가운데 대표적인 것으로는 『경자양안 庚子量案』과 『광무양안 光武量案』이 있다. 『경자양안』은 1719년(숙종 45)부터 1720년에 걸쳐 작성된 것으로, 현재 경상도·전라도의 것만이 규장각도서에 남아 있다.

『광무양안』은 양지아문(量地衙門)에서 1899년부터 1901년까지 전국 331군 가운데 124군에 양전을 실시하고, 이어 지계아문(地契衙門)에서 1902년부터 1903년까지 94군에 실시한 결과 작성된 양안으로, 기재방식이 이전의 양안과는 차이를 보이고 있다.

양안에 전답의 도형을 기입하고, 면적을 척수로 표시하였다. 또한, 전답의 등급에 따라 결부를 산출하고 소유자와 소작권을 모두 기재하였으며, 가호의 소유관계, 두락 수를 기록하였다. 소유자를 중심으로 만들어진 양안 가운데 궁방전양안은 궁방전의 복잡한 소유 구조를 보여주는 자료로서, 기재양식이 통일되어 있지 않다. 예를 들면 궁방전양안에 나타나는 기주는 궁방인 경우도 있지만 경작자·중답주(中畓主)나 궁방에 전답을 판 자 등을 가리키는 경우도 많이 나타난다.

내수사(內需司)·명례궁(明禮宮)·선희궁(宣禧宮)·수진궁(壽進宮)·어의궁(於義宮)·용동궁(龍洞宮)·육상궁(毓祥宮) 등의 양안이 규장각도서에 남아 있다. 둔전양안은 규장각·기로소·봉상시·수어청·장용영(壯勇營)·종친부·총융청·충훈부·친군영(親軍營)·화성부(華城府)·훈련도감 등의 것이 규장각도서에 남아 있다.

이 밖에 역토(驛土)·목장토(牧場土)·사위전(寺位田)·능원묘위전(陵園墓位田) 등의 양안도 전하고 있다. 양안은 결부제의 최하 단위까지 비교적 치밀하고 정확하게 산출되어 농민의 계층별 토지소유 상황, 경작면적, 소득관계의 대체적인 윤곽을 수량적으로 제시해줄 수 있는 일차사료이다.

그러나 최하층의 농가, 즉 토지가 없는 농가는 파악대상에서 제외되었으며, 양안의 작성 목적 자체가 국가 중심의 수세지 파악에 있어 군·현·면·동 단위의 양전 결과를 기재하였으므로, 개인별 농지소유나 경작면적을 정확하게 파악하기 어렵다.

그뿐만 아니라 양전 자체가 공정하게 시행되었는지도 문제가 된다. 즉, 전답 등급의 자의적인 판정, 진전(陳田)·기전(起田)·정전(正田)·속전(續田)의 혼록(混錄)·은결(隱結)·누결(漏結) 등에 의하여 실제와는 달리 기록되었을 가능성이 많으며, 모든 경작지가 포함되었다고 보기도 어렵다.

또한 양안상의 소유주[起主]·소작권[時作]이 반드시 실명(實名)이었는가에 하는 문제도 있다. 따라서 양안은 중요한 자료이기는 하나, 당시의 토지현황이나 경작상태를 모두 나타내지는 못하는 한계가 있다.

경국대전

경국대전
경국대전
경국대전

경국대전
경국대전
경국대전

경국대전
경국대전
경국대전

三至者一十二事上代
書立來 丹石

下出下

文曰 六至者一十二事
書立來 丹石

同

文曰 ○常辨

○必明

辨祭服同

厚服黑文 大角

厚服黑文 大角

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

孝弟十五下
孝弟十五下
孝弟十五下

三

三

孝弟十五下

孝弟十五下

孝弟十五下

東茶多四十五人及田力

東茶多四十五人及田力

<p>新</p>	<p>下千位</p>	<p>及男</p>	<p>信</p>	<p>信</p>	<p>伊</p>	<p>信</p>
<p>二</p>	<p>及男</p>	<p>及男</p>	<p>信</p>	<p>信</p>	<p>伊</p>	<p>信</p>
<p>百</p>	<p>及男</p>	<p>及男</p>	<p>信</p>	<p>信</p>	<p>伊</p>	<p>信</p>
<p>百</p>	<p>及男</p>	<p>及男</p>	<p>信</p>	<p>信</p>	<p>伊</p>	<p>信</p>

北下... 九...

宋五系田六十文止

南五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

宋五系田三十月入

東四角... 七末之林

東四角... 二十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

東四角... 十

六

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

東... 九... 五...

東... 北... 六... 九...

西... 四... 東... 民...

西... 九... 東... 民...

東... 西... 東... 民...

西... 四... 東... 民...

東... 西... 東... 民...

西... 四... 東... 民...

東... 西... 東... 民...

西... 四... 東... 民...

東... 西... 東... 民...

西... 四... 東... 民...

東	西	南	北	東	西	南	北	東	西	南	北	東	西	南	北
...
...
...

通	訓	未	...
...
...
...

三	日	...
...
...
...

東... 西... 南... 北...

一可九十介金
一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

一可九十介金

堂致妻
小女

堂致女
小女

堂致
小女

會母故
小女

會母故
小女

堂故
小女

母
小女

堂母故
小女

會母故
小女

會母故
小女

會母故
小女

會母故
小女

會母故
小女

會母故
小女

小女

小女

小女

小女

小女

小女

小女

小女

小女

小女

小女

小女

小女

小女

一可九十介金

一可九十介金

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五... 一... 四... 五...

五...

五...

五...

五...

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

西五市田六十八畝

齊乘三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

齊三日

甲申三十零小

一仇火里人

<p>多 多 多</p>	<p>此 此 此</p>	<p>非 非 非</p>	<p>類 類 類</p>	<p>胡 胡 胡</p>	<p>慈 慈 慈</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>多 多 多</p>	<p>多 多 多</p>	<p>多 多 多</p>	<p>多 多 多</p>	<p>多 多 多</p>	<p>多 多 多</p>	<p>多 多 多</p>
<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>
<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>
<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>	<p>齊 齊 齊</p>

Vertical text on the left margin, possibly a page number or title.

山云... 商... 東... 西... 南... 北...

Main grid containing various text entries, numbers, and diagrams. Includes labels like '西...田...', '南...田...', and '東...田...' along with numerical notations such as '一', '二', '三' and larger characters like '十', '百', '千'.

Left margin text: 山... 南... 東... 西... 北...

西字字余留四下此亦他人了

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

西字字

北五方より二下六春

西五方より二下介所

北五方より四下五人

東五方より十下五人

知九川より五下五人

東五方より三下六人

西五方より三下申

東五方より二下一

西五方より二下二人申

西五方より四下全産

西田二下趙七

西田五下貴

六東申

三二下愛

北田一ト長

西田十二ト五

西田二ト都水

西田四ト全産

西田二ト貴住

西田四ト全産

西田五ト申伊

西田一ト丁日

西田二ト月人

西田三ト後

西田一ト許文

北五方より四下五人

東五方より十下五人

知九川より五下五人

東五方より三下六人

西五方より三下申

東五方より二下一

西五方より二下二人申

西五方より四下全産

西田二下趙七

西田五下貴

北田一ト長

西田十二ト五

西田二ト都水

西田四ト全産

西田二ト貴住

西田四ト全産

西田五ト申伊

西田一ト丁日

西田二ト月人

西田三ト後

西田一ト許文

北五方より四下五人

東五方より十下五人

知九川より五下五人

東五方より三下六人

西五方より三下申

東五方より二下一

西五方より二下二人申

西五方より四下全産

西田二下趙七

西田五下貴

北田一ト長

西田十二ト五

西田二ト都水

西田四ト全産

西田二ト貴住

西田四ト全産

西田五ト申伊

西田一ト丁日

西田二ト月人

西田三ト後

西田一ト許文

北五方より四下五人

東五方より十下五人

知九川より五下五人

東五方より三下六人

西五方より三下申

東五方より二下一

西五方より二下二人申

西五方より四下全産

西田二下趙七

西田五下貴

北田一ト長

西田十二ト五

西田二ト都水

西田四ト全産

西田二ト貴住

西田四ト全産

西田五ト申伊

西田一ト丁日

西田二ト月人

西田三ト後

西田一ト許文

北五方より四下五人

東五方より十下五人

知九川より五下五人

東五方より三下六人

西五方より三下申

東五方より二下一

西五方より二下二人申

西五方より四下全産

西田二下趙七

西田五下貴

北田一ト長

西田十二ト五

西田二ト都水

西田四ト全産

西田二ト貴住

西田四ト全産

西田五ト申伊

西田一ト丁日

西田二ト月人

西田三ト後

西田一ト許文

東三市五上七上五上
南五市力十五下勿母

西五市六上六上成立

東五市四下... 代村台自之... 迎至天壤美日

東五市田四... 正月一日二十一日二十五

東五市力下十... 正月二十五日百

南五市力下七... 正月二十五日百

南五市田二下... 正月二十五日百

東五市田二下... 正月二十五日百

北五市力下十五... 正月二十五日百

北五市田一下... 正月二十五日百

五市四二下

東五市力下三

南五市田三下成

東五市田一十

東五市田二下

南五市力下八

東五市田六下

東五市田三下

西五市田十六下

北五市田六下

南五市田二下

東三市五上... 迎至天壤美日... 正月一日二十一日二十五... 正月二十五日百... ○五月... 五市... 正月二十五日百... ○五月...

○五月... 迎至天壤美日... 正月一日二十一日二十五... 正月二十五日百... ○五月... 五市... 正月二十五日百... ○五月...

○五月... 迎至天壤美日... 正月一日二十一日二十五... 正月二十五日百... ○五月... 五市... 正月二十五日百... ○五月...

○五月... 迎至天壤美日... 正月一日二十一日二十五... 正月二十五日百... ○五月... 五市... 正月二十五日百... ○五月...

夫集 三月

夫集

小齋指用五...

石... 內... 天...

東...
西...

○... 五... 陣... 國... 時... 臣... 首... 宣...

○... 德... 中... 日... 行... 備... 恩... 漸... 耗... 于... 大... 規... 五...

○... 西... 班... 四... 品... 受... 東... 班... 大... 品... 西... 班... 四... 品...

○... 東... 班... 六... 品... 各... 必... 齊... 門... 以... 秉... 終... 日... 歸...

○... 大... 小... 龍... 玉... 龍... 瑞... 瑞... 百... 首... 去... 其... 賢... 漸... 大... 小... 龍...

○... 東... 班... 五... 品... 東... 班... 六... 品... 東... 班... 六... 品... 東... 班... 六... 品...

○... 大... 小... 龍... 玉... 龍... 瑞... 瑞... 百... 首... 去... 其... 賢... 漸... 大... 小... 龍...

○... 東... 班... 五... 品... 東... 班... 六... 品... 東... 班... 六... 品... 東... 班... 六... 品...

○... 大... 小... 龍... 玉... 龍... 瑞... 瑞... 百... 首... 去... 其... 賢... 漸... 大... 小... 龍...

○... 東... 班... 五... 品... 東... 班... 六... 品... 東... 班... 六... 品... 東... 班... 六... 品...

東...
西...

東...
西...

西五市田六元鶴

西五市田六上

南五市田六上

北五市田二上

西五市田一上

西五市田五上

西五市田三上

北五市田一下

北五市田三上

北五市田七上

西五市田五上

東五市田三上

東五市田六上

西五市田六上

東五市田五上

西五市田五上

西五市田二上

東五市田四上

東五市田九上

東五市田九上

東五市田六上

東五市田六上

東五市田六上

奏鶴供首黑蘇新實... 奏鶴供首黑蘇新實... 奏鶴供首黑蘇新實...

奏鶴本曹... 奏鶴本曹... 奏鶴本曹...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

奏鶴... 奏鶴... 奏鶴...

有... 四...

有... 三...

有... 二...

有... 一...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

有... 〇...

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

〇對人

上二乘 无主

上四乘 无主

上二乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

上三乘 无主

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

增六分以六分

此乃系刃三下系 用少

至多厚刃一七二系 十月

下之十

刃之系刃二 刃

刃之系刃三下系 刃

刃之系刃四系 刃

刃之系刃五系 刃

刃之系刃六系 刃

刃之系刃七系 刃

刃之系刃八系 刃

刃之系刃九系 刃

刃之系刃十系 刃

刃之系刃十一系 刃

刃之系刃十二系 刃

刃之系刃十三系 刃

刃之系刃十四系 刃

刃之系刃十五系 刃

刃之系刃十六系 刃

刃之系刃十七系 刃

刃之系刃十八系 刃

刃之系刃十九系 刃

刃之系刃二十系 刃

刃之系刃二十一系 刃

刃之系刃二十二系 刃

刃之系刃二十三系 刃

刃之系刃二十四系 刃

刃之系刃二十五系 刃

刃之系刃二十六系 刃

刃之系刃二十七系 刃

刃之系刃二十八系 刃

愛

南

山

日... 五... 品... 一... 日... 品... 一... 日... 品... 一...

日... 同... 日... 同... 日... 同... 日... 同... 日... 同...

小正月廿九日一未元乙

小正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

南正月廿九日一未元乙

卷之三十一

給總捕各衙之○每年除督日

直首等衙二并○請因請馬之書令

左對等衙請知府等衙之書令

不承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

如承等衙請知府等衙之書令

卷之三十一

卷之九

詩文

詩文甲一首採文智用器首春詩一及三

于海知取海海詩及海詩及百篇以東漢

十卷詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

海會詩三十一支月詩五及下海海春海會

卷之九

本司出為青四未為他

西四未為十下後也

東四未為十下後也

南四未為七

南四未為七

南四未為十

西四未為十

南四未為十

西四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

南四未為十

長壽會所送文部三員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

○補正員

列字余皆三乘

四三乘場八分五乘水成

四三乘場十七下七乘水成

三乘場九分七乘

三乘場十下三乘水成

三乘場七下三乘水成

三乘場十下八乘水成

四乘場四下四乘水成

四乘場二下七乘水成

四乘場九下七乘水成

四乘場十四下七乘水成

四乘場十二下七乘水成

乃七下七本

一四乘場由八分

四乘場五十二

乘由二下一乘水

五乘由九本

五乘由下七本

五乘由五本

五乘由四本

五乘由三本

五乘由二本

五乘由一本

置藏書之類最

○藏書之類最

○藏書之類最

○藏書之類最

○藏書之類最

○藏書之類最

○藏書之類最

○藏書之類最

○藏書之類最

正六一卷等首末

命

命

命

命

命

命

命

命

命

命

多九下八
甲午

五七五...

多十...

田十...

由八...

多十...

白十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

多十...

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

皇朝通志卷之六十三

禮部書局大臣等為奏為... 欽此

禮部書局大臣等為奏... 欽此

禮部書局大臣等為奏... 欽此

皇朝通志卷之六十三

卷之六

下世

此六品以上東無四品以上無六品

商處品坐南品以上無三品限四品

官限三品以上品東為時品以上

一品限效一品以上品東二品以上

品東二品以上三品東無五

東二品以上會坐限五

一品以上會坐限五

二品以上會坐限五

三品以上會坐限五

四品以上會坐限五

五品以上會坐限五

六品以上會坐限五

七品以上會坐限五

八品以上會坐限五

九品以上會坐限五

十品以上會坐限五

十一品以上會坐限五

十二品以上會坐限五

十三品以上會坐限五

十四品以上會坐限五

十五品以上會坐限五

十六品以上會坐限五

十七品以上會坐限五

十八品以上會坐限五

多身乃九下海也
多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

多身乃九下海也

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

下東長

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

多乃九年正月

北多為州下八來以人降

少多為州下八來以人降

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

南多為

直督... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

肝提... 州下八來以人降

高城... 州下八來以人降

誰字余為三下九來

西系由廿五下十來

東方由廿五下十來

南系由廿五下十來

北方由廿五下十來

西方由廿五下十來

東方由廿五下十來

南方由廿五下十來

西方由廿五下十來

東方由廿五下十來

南方由廿五下十來

西系由廿五下十來

東系由廿五下十來

南系由廿五下十來

北系由廿五下十來

西系由廿五下十來

東系由廿五下十來

南系由廿五下十來

北系由廿五下十來

西系由廿五下十來

東系由廿五下十來

三下九來

東方由廿五下十來

南方由廿五下十來

西方由廿五下十來

東方由廿五下十來

南方由廿五下十來

西方由廿五下十來

東方由廿五下十來

南方由廿五下十來

西系由廿五下十來

東系由廿五下十來

南系由廿五下十來

北系由廿五下十來

西系由廿五下十來

東系由廿五下十來

南系由廿五下十來

北系由廿五下十來

西系由廿五下十來

東系由廿五下十來

Large vertical text block containing various characters and symbols, possibly a list or a specific text passage.

北五市田八久無作口

南五市田四久乙立

西五市田二

中貴人郵國其市法方終海其口止田幾

南五市田三

樓康一男

東五市田

效

西五市田二

又平民日

三

及及及

東五市田十

郵爾其道其也

東五市田十

樓

陽山上方

東四市田

平民日

北四市田

夫

南五市田八

北五市田六

具百其

樓

南五市田

樓

北五市田

五市田

北五市田

樓書目其

東五市田

樓書目其

南五市田

樓書目其

北五市田

樓書目其

南五市田

樓

西五市田

五市田

北五市田

北五市田

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

國之疆域有在東亞者其地多險要及指官以
密其地多險要及指官以密其地多險要及指官以

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

東亞通志卷之九

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 下...

西... 卷之...

西... 卷之...

西... 卷之... 文辭... 共... 大...

西... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之...

西... 卷之... 卷之...

多乃十卜人

多乃下下子廿

多乃下下子廿

多乃下下子廿

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大

豳圖大